第７期宗像市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画（案）概要版

1　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成 37 年（2025 年）までに団塊の世代が後期高齢者となる時期を迎え、高齢化率は30%を超え、５人に１人が後期高齢者という状況が見込まれています。全国の平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに長くなると予測され、介護保険料の高騰や家族介護者の負担が重くなることも懸念されます。

このようなことを背景に、国では、地域包括ケアシステムの構築や認知症対策を強化するとともに、「介護離職ゼロ」をめざす政策をすすめています。

宗像市では、高齢化率は年々増加し、平成 37 年（2025 年）の高齢化率は 30%を超えることが見込まれています。介護サービスの需要が高まるなか、高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな事業者や住民が連携した地域包括ケアシステムを構築していくことがますます重要になっています。

そのために、既に始めている事業や取り組みをしっかりと踏まえたうえで、さらに充実した地域包括ケアシステムのあり方を描いていくことが大切になります。

宗像市では、このような状況を十分に踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「第７期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

■2025 年の地域包括ケアシステムの姿

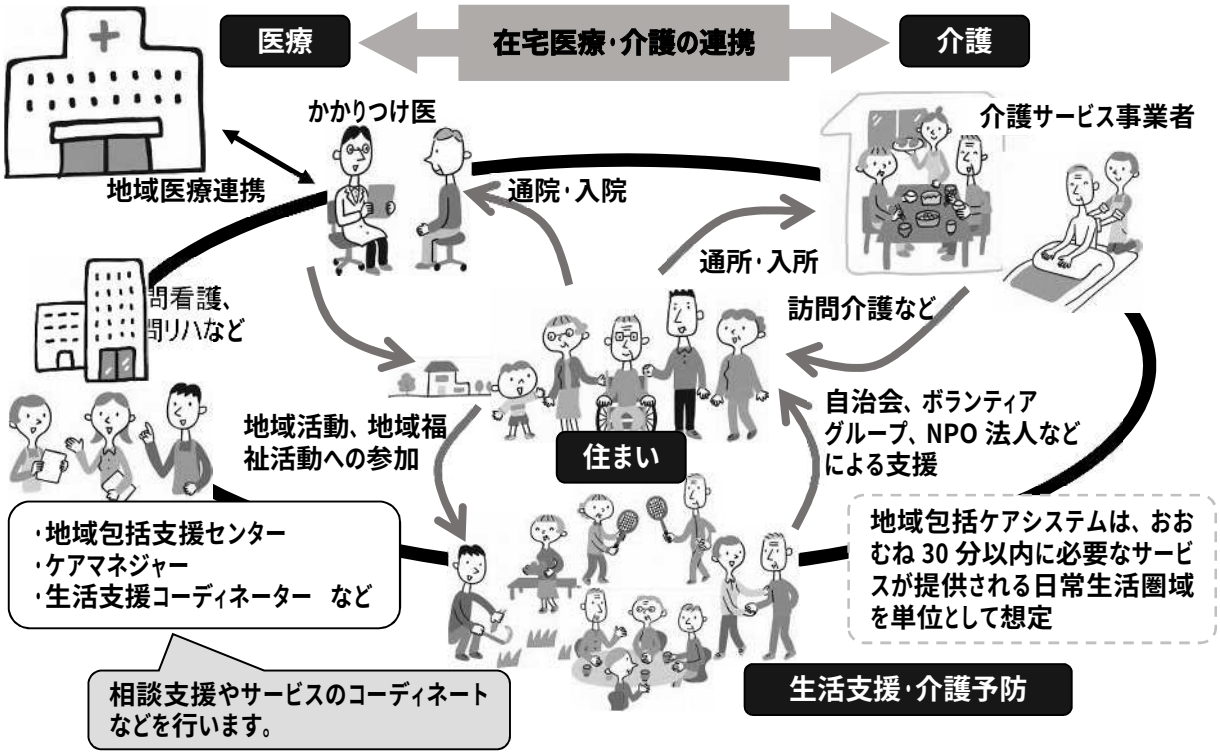

２　計画の位置づけ

（１）計画の法的な位置づけ

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、法的根拠と計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

（２）関連計画との連携

「宗像市第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、国および福岡県の関連計画を踏まえ、第二次宗像市総合計画やその他の関連計画との整合・連携を図ります。

３　計画の期間

「宗像市第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は平成 30 年度からの３か年計画として策定します。

４　計画の策定方法と進行管理

「宗像市第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、広く住民の意見を求めるために、高齢者福祉に関連する地域の団体の代表や福祉・介護・医療関係者、学識経験者、公募委員などで構成する「宗像市介護保険運営協議会」において検討・協議を行いました。

また、高齢者生活実態調査や在宅介護実態調査などにおいて把握した高齢者の実態などを計画に反映させるとともに、パブリックコメントを活用して、住民の意見の反映に努めます。

本計画の実施状況については、本計画主管課（介護保険課）を中心に、計画の実施および進捗状況の点検を行うとともに、「宗像市介護保険運営協議会」において点検結果を公表・提示し、改善のための意見を広く求めるものとします。

また、全市的な地域課題の解決に向けた検討の場として「宗像市地域包括ケアシステム推進会議（政策形成会議）」を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりを推進するものとします。

なお、本計画については、介護予防や生活支援に関する住民主体のサービス提供のあり方などの住民意識の変化や高齢者の福祉を取り巻く社会的な動向、介護保険制度の見直しなどに応じて、弾力的かつ柔軟な運用を図ります。

2　宗像市の高齢者を取り巻く現状

宗像市の総人口は、平成２年の 78,197 人から、平成 27 年には 96,516 人となり、25 年間で 18,319 人増加しました。老年人口（65 歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成２年には

12.3%であったものが、平成 27 年には 26.6%に増加しました。高齢化が急速にすすんでいる様子がうかがえます。

高齢者のいる世帯に占める夫婦のみの世帯の割合は、平成 2 年に 25.2%であったものが、平成 27 年には 33.7%になりました。また、高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らしの割合は、平成 2 年に 11.4%であったものが、平成 27 年には 24.3%になりました。核家族世帯や単独世帯の推移から、高齢者がいる世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

＜年齢３区分別人口構成の推移＞

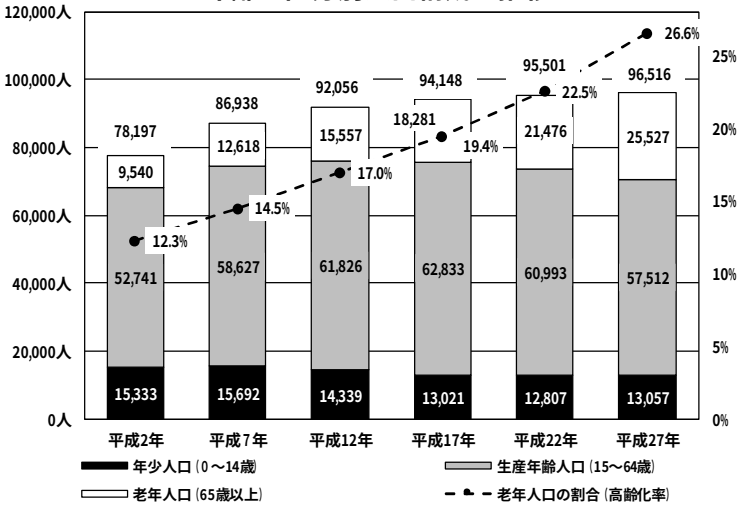

＜高齢者のいる世帯構成の推移＞

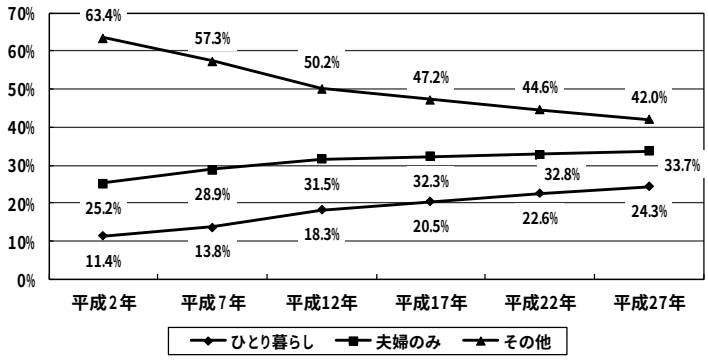

資料：国勢調査

要介護認定率（第１号被保険者の要支援・要介護者数／第１号被保険者数）は、平成 24 年に 15.5%であったものが、平成 27 年には 16.7%となりましたが、平成 27 年以降は減少し、平成 29 年には 15.7%となりました。

第 1 号被保険者１人 1 月あたり費用額は、平成 24 年度以降、減少傾向となりました。平成 24 年度に 21,342 円であったものが、平成 28 年度には 20,589 円となりました。また、宗像市での第 1 号被保険者１人 1 月あたり費用額は、福岡県と全国の金額と比較して、大きく下回っていました。

＜要介護認定率の推移の比較＞

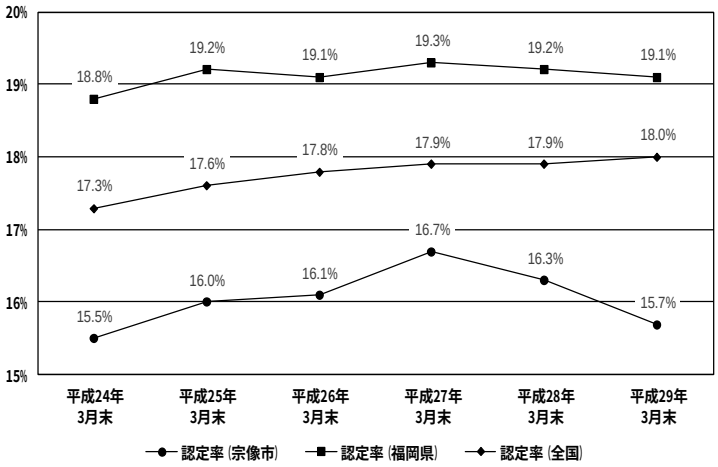

＜介護保険サービス給付額の推移（各年 10 月分）＞

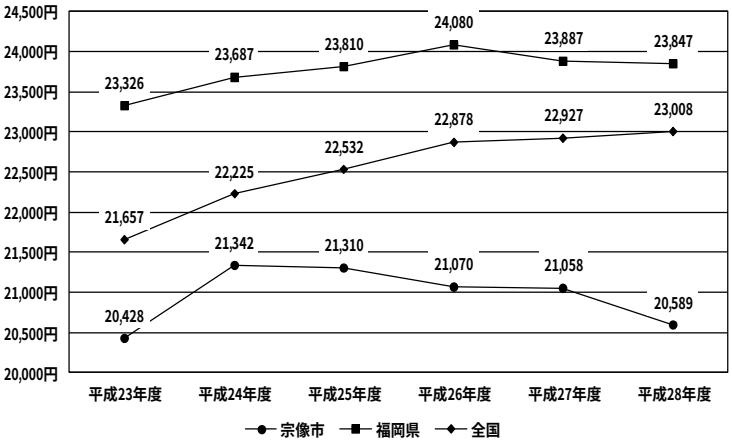

資料：地域包括ケア「見える化」システム「現状分析」

3　計画の基本的な考え方

１　基本理念

今後、宗像市での高齢化はますます進むことが予測されるなか、高齢者がいくつになってもいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。さらに、介護状態などになることの防止や要介護状態などの軽減・悪化の防止の考え方を地域全体で共有しながら、重度化防止に向けた取り組みを推進していくことも大切になります。

そのために、宗像市では、『地域包括ケアシステム』を構築しながら、高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

一方、第二次宗像市総合計画では、「安心」とともに、「地域」や「協働」をキーワードとし、「みんな」で「元気を育むまち」をめざすこととしています。

そこで、宗像市では、住民と地域の組織・団体、介護や福祉サービスの事業者、行政関係機関などとの協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者がいつまでも健康で、また、高齢者の社会参加の機会が確保できるよう、地域全体で高齢者を支えるまちづくりをすすめます。

以上のような考え方に基づき、本計画の基本理念を、前期計画を継承し、次のように設定します。

基本理念

住み慣れた地域で支え合い、
いきいきと安心して暮らせるまち

２　基本目標と施策体系

基本目標１　地域で支え合う仕組みづくり

【現況と課題】

○　高齢者の生活支援に関する相談窓口の周知やきめ細かい相談支援が求められている
○　地域ケア会議の場などを活用した地域での情報共有や連携強化が求められている
○　認知症に対する早い時期の適切な対応が大事だ
○　高齢者の生活を支えるため、住民の手助けによる支援をすすめていくことも大切だ
○　高齢者の生活を連携しながら支援していくための協議の場や機会が求められている

【施策の方向性】

①　福祉や介護、医療などの分野についての情報提供や相談に応じ、関係機関や地域の関係者が連携を図りながら、高齢者の地域生活の支援、ならびに自立支援と重度化防止のための仕組みづくりをすすめます
②　認知症のある高齢者に対し、早い段階から適切な対応が行える取り組みをすすめます

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標１ 地域で支え合う仕組みづくり	1　地域包括支援センター運営の充実	①総合相談機能の充実 ②権利擁護業務の充実 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実 ④地域ケア会議の充実
	2　在宅医療・介護連携の推進	①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療･介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市との連携
	3　認知症ケア体制の整備	①認知症初期集中支援チームによる支援 ②認知症地域支援推進員の配置 ③認知症サポーターの養成 ④家族介護者への支援
	4　生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の構築と機能の充実

⇒　計画書 46 ページ

基本目標２　健康づくりと介護予防の推進

【現況と課題】

○　健康づくりや介護予防の啓発活動や取り組みをしっかりすすめていくことが大切だ
○　健康づくり活動などの地域での活動への参加意欲の高い人が 6 割を超えている
○　サロンを継続していくためには、担い手の高齢化など、改善が求められ課題が多い

【施策の方向性】

①　健康づくりや介護予防に関する啓発活動や多様な主体による取り組みを検討しながら充実を図ります
②　健康づくりや介護予防の取り組みに住民が主体的にかかわることができるような仕組みづくりをすすめます

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標２ 健康づくりと介護予防の推進	1　健康づくりの推進	①健康づくりに関する取り組みの推進 ②各種健(検)診の受診勧奨
	2　介護予防・生活支援サービス事業の充実	①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント
	3　一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業

⇒　計画書 57 ページ

基本目標３　高齢者の社会参加と生活環境の整備

【現況と課題】

○　外出を控えている高齢者の社会参加を促す取り組みをすすめていくことが大切だ
○　地域での活動や就労の機会につながるような取り組みをすすめていくことが大切だ
○　老人クラブの活動は、高齢者の社会参加のための大切な機会となっている
○　住環境の整備や住居に関する情報提供をしっかりと行っていくことが大事だ

【施策の方向性】

①　地域での活動や就労の機会につながるような取り組みの充実を図ります
②　住宅や住環境に関する情報提供の充実を図ります

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標３ 高齢者の社会参加と生活環境の整備	1　社会参加の推進	①老人クラブ事業 ②シルバー人材センター支援事業 ③就職相談の利用促進 ④交流の場づくりの推進
	2　生活環境の整備	①養護老人ホーム入所措置事業 ②住環境整備などに関する支援 ③住宅改造費助成事業 ④軽費老人ホームなどの適切な利用促進 ⑤三世代同居・近居住宅支援補助制度の推進

⇒　計画書 68 ページ

基本目標４　自立と安心につながるサービスの充実

【現況と課題】

○　食についての支援は、在宅生活を継続していくうえ、大事なものとなっている
○　家族介護の継続のために介護のことを学び、支援の情報を知る機会が大事になる
○　地域生活での安心につながる取り組みの推進のため、住民の理解と協力が大切だ

【施策の方向性】

①　在宅生活の継続が図られるよう、高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民の理解と協力を求めながら、地域における支え合いの仕組みづくりをすすめます
②　家族介護者を支援するための取り組みの充実を図ります

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標４ 自立と安心につながるサービスの充実	1　在宅生活の継続支援	①緊急通報装置給付等事業 ②日常生活用具給付等事業 ③生活支援ショートステイ事業 ④配食サービス事業
	2　家族介護者支援の充実	①家族介護慰労事業 ②家族介護講座実施事業 ③徘徊高齢者家族支援サービス事業 ④徘徊高齢者探してメール配信事業 ⑤介護用品給付サービス事業
	3　離島における高齢者支援	①大島地区通所サービス事業 ②大島地区要介護（支援）認定者介護保険移送事業 ③離島在宅サービス事業費補助金交付事業
	4　安心につながる取り組みの推進	①ひとり暮らし高齢者などに対する見守り体制の充実 ②ごみのふれあい収集（戸別訪問収集）の充実 ③生活支援ボランティアの育成や活動の支援

⇒　計画書 74 ページ

基本目標５　介護サービスの充実

【現況と課題】

○　介護保険制度を周知しながら、適切なサービスにつながる取り組みの充実が大切だ
○　介護人材の確保が困難になっている

【施策の方向性】

①　介護保険制度の利用に関し、適切なサービスにつながる取り組みの充実を図ります
②　将来見込まれるサービス利用量を提供できるよう、サービスの確保を図ります
③　介護人材を確保していくための取り組みをすすめます

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標５ 介護サービスの充実	1　介護保険事業の円滑な運営	①公平公正な要介護認定への取り組み ②介護サービスの質の確保 ③給付適正化に向けた取り組み ④制度の普及啓発 ⑤サービス選択のための事業者情報の提供 ⑥介護人材の確保
	2　介護サービスの基盤整備	①地域密着型サービスの基盤整備 ②施設サービスの基盤整備
	3　居宅介護（介護予防）サービスなどの充実	①介護予防訪問介護・訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護・訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護・通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護 ⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 ⑪介護予防特定福祉用具購入・特定福祉用具購入 ⑫介護予防住宅改修・住宅改修 ⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護 ⑭介護予防支援・居宅介護支援
	4　地域密着型サービスの充実	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護 ③介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護 ④介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦地域密着型通所介護
	5　施設介護サービスの充実	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設（老人保健施設） ③介護療養型医療施設（療養病床等）

⇒　計画書 82 ページ

３　被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

＜被保険者数の推計値＞

単位：人

		実績値			推計値			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
第１号被保険者		25,624	26,415	27,113	27,679	28,154	28,576	29,863
	65～74 歳	13,593	13,864	14,092	14,308	14,313	14,553	13,028
	75 歳以上	12,031	12,551	13,021	13,371	13,841	14,023	16,835
第２号被保険者（40～64 歳）		31,476	31,046	30,683	30,414	30,239	30,114	29,746
計		57,100	57,461	57,796	58,093	58,393	58,690	59,609

資料：地域包括ケア「見える化」システム「将来推計」（9 月末現在）

＜要支援・要介護認定者数の推計値＞

単位：人

		実績値			推計値			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認定者総数		4,375	4,394	4,236	4,532	4,837	5,123	6,001
	要支援１	609	545	442	461	478	496	562
	要支援２	665	626	593	624	652	679	790
	要介護１	875	887	896	985	1,073	1,161	1,361
	要介護２	812	837	837	885	936	978	1,163
	要介護３	504	558	517	538	560	576	662
	要介護４	515	545	561	620	686	750	903
	要介護５	395	396	390	419	452	483	560
うち第１号被保険者		4,292	4,302	4,155	4,448	4,754	5,041	5,916
	要支援１	599	537	434	451	467	484	550
	要支援２	647	608	577	604	631	657	767
	要介護１	866	876	889	978	1,065	1,152	1,352
	要介護２	793	812	817	870	926	973	1,158
	要介護３	494	551	509	527	547	561	646
	要介護４	510	535	552	610	676	740	892
	要介護５	383	383	377	408	442	474	551

資料：地域包括ケア「見える化」システム「将来推計」（9 月末現在・平成 29 年度は 8 月末現在）

4　介護保険料設定の基本的な考え方

■第１号被保険者の介護保険料について

第１号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、事業計画の策定を通じて３年ごとに算定・見直しを行います。
保険料の基準額（割合＝1.00）は、向こう３年間の介護サービス見込量をもとに保険給付費等の必要総額を見積り、そのうち第１号被保険者の保険料で賄うべき割合（右図参照）の金額を、計画期間中の第１号被保険者数の延人数で割って算定します。

第７期の保険料の負担割合は、第１号被保険者（６５歳以上の人）が第６期の２２％から２３％に、第２号被保険者（４０～６４歳の人）が２８％から２７％に変更されます。これは、人口の構成割合が変わったことに対応したものです。

（保険給付費等に係る財源内訳）

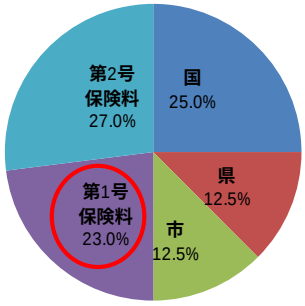

■第６期（H27～H29）介護保険料の段階設定について

個人ごとの保険料は、本人や世帯の課税状況等により、段階で区分された定額方式がとられています。国が定めた第６期の標準段階は下図のとおりです。

（国の定める基準（第６期））

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯					
			本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
0.50 生保受給者等または年金収入等80万以下	0.75 年金収入等80万超120万以下	0.75 年金収入等120万超	0.90 年金収入等80万以下	1.00 年金収入等80万超	1.20 合計所得120万未満	1.30 合計所得120万以上190万未満	1.50 合計所得190万以上290万未満	1.70 合計所得290万以上
1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階

各市町村は、上記標準の多段階化や率の変更を行うことができることから、宗像市では、より所得水準に応じた保険料となるよう、段階区分を下図のように設定しています。

（宗像市（第６期））

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯										
			本人が市民税非課税		本人が市民税課税								
0.50 生保受給者等または年金収入等80万以下	0.70 年金収入等80万超120万以下	0.75 年金収入等120万超	0.90 年金収入等80万以下	1.00 年金収入等80万超	1.10 合計所得60万未満	1.20 合計所得60万以上120万未満	1.30 合計所得120万以上190万未満	1.50 合計所得190万以上290万未満	1.70 合計所得290万以上400万未満	1.90 合計所得400万以上600万未満	2.10 合計所得600万以上800万未満	2.30 合計所得800万以上1000万未満	2.50 合計所得1000万以上
1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階	14段階

■第7期（H30～H32）介護保険料の考え方について

第7期保険料の基準額については、今後の介護報酬改定などを考慮し算定します。また、前頁の第6期の国の標準段階については、第7期では下図のように見直される見込みです。

〔国の定める基準（第7期）〕

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯					
			本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
0.50 生保受給者等 または年金 収入等 80万以下	0.75 年金収入等 80万超 120万以下	0.75 年金収入等 120万超	0.90 年金収入等 80万以下	1.00 年金収入等 80万超	1.20 合計所得 120万未満	1.30 合計所得 120万以上 200万未満	1.50 合計所得 200万以上 300万未満	1.70 合計所得 300万以上
1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階

上記の見直しを踏まえ、市では第7期の段階区分等について、下記のように変更することを検討しています。

〔宗像市（第7期）〕

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯										
			本人が市民税非課税		本人が市民税課税								
0.50 生保受給者等 または年金 収入等 80万以下	0.70 年金収入等 80万超 120万以下	0.75 年金収入等 120万超	0.90 年金収入等 80万以下	1.00 年金収入等 80万超	1.10 合計所得 60万未満	1.20 合計所得 60万以上 120万未満	1.30 合計所得 120万以上 200万未満	1.50 合計所得 200万以上 300万未満	1.70 合計所得 300万以上 400万未満	1.90 合計所得 400万以上 600万未満	2.10 合計所得 600万以上 800万未満	2.30 合計所得 800万以上 1000万未満	2.50 合計所得 1000万以上
1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階	14段階

※第6期に引き続き、低所得者の保険料については、別枠公費による軽減措置が行われる見込み